

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まります。

認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象】

保育の必要性のある人の

- 3歳児から5歳児までの子どもの利用料（上限月額37,000円）
- 住民税非課税世帯の0歳から2歳児までの利用料（上限月額42,000円）

【注意】 認可保育所・こども園等を利用していない人が対象です。

【対象となる施設・事業】

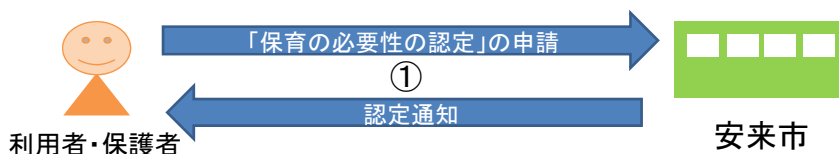
- 認可外保育施設（事業所内保育含む）、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

（注1） 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

（注2） 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。

【無償化にあたっての手続き】

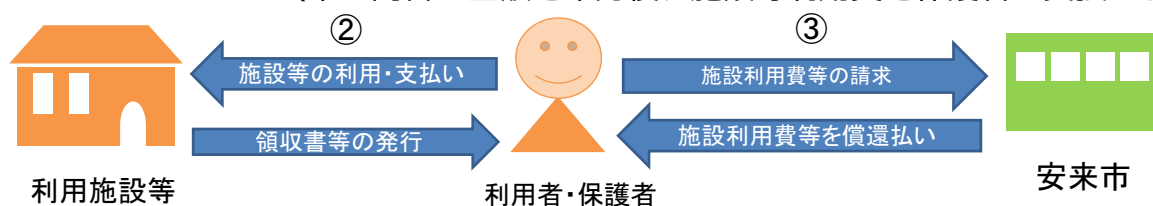
- ① 事前に「保育の必要性の認定」を安来市へ申請し、認定を受ける。



- ② 対象施設を利用し、利用料を施設へ支払う。

- ③ 領収書等必要な書類を揃え、市へ施設等利用費の請求をする。

（市は内容・金額を確認後、施設等利用費を保護者へ支払います。）



【Q&A】

Q1. 対象とならない場合がありますか。

A1. 保育認定を受けて認可保育所やこども園を利用している人や「保育の必要性の認定」を受けていない人は対象となりません。

Q2. ファミリー・サポート・センター事業はどんな内容が対象ですか。

A2. 「子どもの預かり」援助が対象です。「送迎」援助のみでは対象となりません。

Q3. すべての施設・事業が対象となりますか。

A3. 市町村へ確認の申請をした施設・事業が対象です。対象施設・事業かどうか分からない場合は事前に市へお問い合わせください。

Q4. そのほか無償となる事業はありますか。

A4. 障がい児の通園施設の利用料も無償化となります。ただし、この場合は「保育の必要性の認定」は必要ありません。